

戸籍のない子どもたち

朗読者 今村敦子

5
今の日本に戸籍を持たないで暮らす人たちがいる、と聞いたら
あなたはどお思いますか？「えーっ嘘みたい、信じられない。」そ
うですよ、でも本当なんです。そう語るのは井戸まさえさん、5
人の子どもを育てるお母さんです。「日本には、『離婚後300日
以内に生まれた子どもは前の夫の子どもと推定する』という法律が
あります。本当の父親ではなく、別れた前の夫が子どもの法的な父
親になってしまおうという不都合が起きることがあります。そのため
10
に届けを出さないことがあるのです。実は私がそうでした。」そし
て、井戸さんは、ほかにも様々な事情で戸籍のない子どもたちがい
ることを教えてくれました。

15
親が住所不定だったり、ネグレクト・暴力・虐待や自宅出産、母
親が1人で子どもを産んだ場合などで出生届を出さないケース。訳
あつて身を隠し、違った場所で違った名前で生きているようなケー
スもあります。さらに、井戸さんは言います。
「無戸籍者の数は、はっきりしていません。そもそも登録していな
い人の数を把握するのは難しいからです。ただ、少なくとも1万人
20
プラスアルファは居る、私はそう考えています」

戸籍が無ければ原則住民票がありません。そうになると、母子手帳
や児童手当を受けるために相談、手続きが必要となります。小学校

25 に行く年齢になっても入学案内は届きません。そうした場合、今は、市町村の教育委員会や児童相談所、弁護士会などの窓口が開かれています。

井戸さんは、15年以上にわたって、無戸籍に苦しむ子どもたちとその家族の支援活動をしてきました。

30 「国から通知や通達が出たりして、最近は少しずつ変わってきています。けれど制度や仕組みに絶対はありません。大切なのは、気づくこと、想像力を働かせて、見えにくい存在にも目を凝らして欲しい」と訴えます。